

税務行政における事前確認制度 (APA) 適用ガイドラインの通達草案に関するアラート

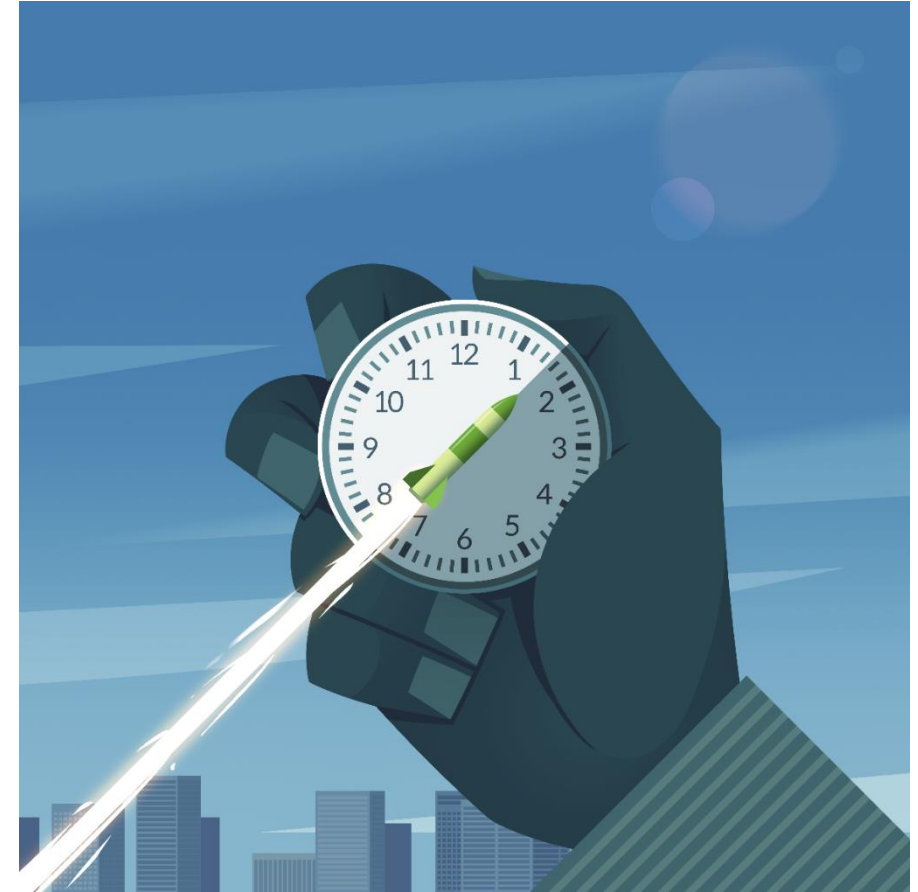
2021年3月18日



背景

- 2021年3月11日、財務省は税務行政における事前確認制度 (Advanced Pricing Agreement - APA)適用ガイドラインの通達草案についての意見募集に関するOfficial Letter No.2503/BTC-TCTを公布しました。本通達は、通達第201/2013/TT-BTC号 (以下「通達201」) に代わるものとなります。
- 本通達草案では政府の2020年10月19日付の政令第126/2020/ND-CP号 (以下、「政令126」) の第12条の第41項、および2020年11月05日付の政令第132/2020/ND-CP号 (以下、「政令132」) に基づき、以下のとおり注意すべきポイントをお伝えします。

1. 適用対象
2. APAの有効期間
3. APA適用の原則
4. 実施プロセス
5. APAの適用対象取引
6. APA適用の際に使用される情報
7. 実施タイムライン



税務行政における事前確認制度 (APA) 適用ガイドラインの通達草案に関するアラート

2021年3月18日



主要ポイント

01

適用対象

適用対象に関する補足事項は以下のとおりです。
納税者との間の関連者間取引を行っている組織または事業体が、外国企業の本社とPE(恒久的施設)の関係にある場合、関連者間取引にAPAを適用する際、それぞれのPE(恒久的施設組織)は、外国企業または当該外国企業の他の恒久的施設から独立しており、完全に分離されているものとみなされます。

03

APA適用の原則

- APAは納税者が、政令126の第41条の第3項に従って必要な記録、文書、情報を提供すると共に、正式なAPA適用申請を行う事を基として適用されることとなります。
- APA適用への申請書はベトナム語で1部作成する必要があります。二国間または多国間におけるAPA適用を申請する場合、主要言語をベトナム語とし、英訳した文書を添付しなければなりません。

02

APAの有効期間

APAが締結された場合、APAの発効日から最大3課税年度まで有効となります。APAが有効となるタイミングについては政令126号の第41条の第7項に規定されており、具体的には納税者が税申告する前にAPAが成立されることとなります。

04

実施プロセス

- 税務総局は二国間・多国間のAPAの申請手続きや実施状況の監督において、ベトナム税務当局と外国税務当局との間の主要な連絡窓口(文書や通知の受領・送付先)となります。
- 財務省は税務総局による評価・交換・交渉を行った後、作成されたAPAの最終草案を承認します。従来の通達第201号では財務省が交渉案を承認した後、税務総局が納税者との間、または納税者と外国税務当局との間でAPA交渉を行うこととされていました。

2021年3月18日

05

APAの適用対象取引

- APAの適用対象とされる取引は政令132で定められた関連者間取引になります。
- 当該取引は以下の条件をすべて満たす必要があります。
 - 法人税に関する法令に基づく法人税優遇措置により、法人税の免税となる所得に関連しない取引であること。
 - 政令132で規定された比較分析及び独立比較対象の選定の原則に従った関連者間取引の性質を有する事を判断するのに十分な情報と文書を有すること。
 - 政令132で規定された標準的な独立企業間価格レンジを確定するための独立比較対象の十分な数を、法的に検証された商業データベースから検索することが可能な取引であること。
 - 納税者の生産・事業活動において実際に発生し、申請されたAPA適用期間中に継続する取引で、その取引における納税者の価格、利益率、利益配分率に対する決定結果がAPA適用期間と比べて申請前期間での課税年度において重要な変動がないこと。
 - 税務行政違反による申立や紛争中ではない状況において発生した税金債務を有する取引である事。すなわち、脱税、回避または租税条約の悪用を目的とした取引ではない取引であること。



2021年3月18日



主要ポイント(続き)

06

APA適用の際に使用される情報

- APA適用範囲内の関連者間取引の比較分析、価格決定又は比較のための独立比較対象の選定に用いるデータベースは税務管理法および政令132で定めた移転価格の申告・決定・管理に使用されるデータベースに関する規則に基づいて、実行に移される事になります。
- APA適用範囲内の関連者間取引における標準的な独立企業間価格範囲の決定又は比較分析に用いる商業データベースはデータ提供者が企業の監査済財務諸表や年次報告書などのすべての関連当事者がアクセスできる公的な情報源から取得、収集、標準化した財務情報やデータでなければなりません。

07

実施タイムライン

本通達草案では、通達201のような具体的なタイムラインに関する内容を開示していません。

以上、本通達草案は通達201でのAPAに関する内容を多く継承し、同時にベトナムでの実務および国際的な慣行に適切な実施可能性を確保していると考えられます。APAの適用をご検討されている企業は実行可能性や長期的な戦略、関連当事者取引における利益の確保、税務コンプライアンスの義務などを評価するように新規則の変更点について慎重にご検討されることを推奨いたします。





Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Takada Koki
Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14587
ktakada@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager, Japanese Services Group
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.